

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（中央本線及び青梅線における特別車両運行開始等に伴う改正等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(伝染病患者に対して発売する乗車券)</p> <p>第 23 条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。</p> <p>(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第 <u>7</u> 条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(9) <u>札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間</u>に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。<u>ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相</u></p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(伝染病患者に対して発売する乗車券)</p> <p>第 23 条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。</p> <p>(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第 <u>44 条の 9</u> の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p>

現 行	改 正
<p><u>互間を利用する場合を除く。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) <u>札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4 第 1 項本文の規定にかかわらず、旅客が第 130 条第 1 項第 2 号ハに規定する区間内相互間を運転する 2 個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1 個の普通列車とみなして 1 枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 来宮以遠(伊豆多賀方面)の各駅と函南以遠(三島方面)の各駅との相互間</p>	<p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第 1 項本文の規定にかかわらず、旅客が第 130 条第 1 項第 2 号ハに規定する区間内相互間を運転する 2 個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1 個の普通列車とみなして 1 枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 来宮以遠(伊豆多賀方面)の各駅と函南以遠(三島方面)の各駅との相互間</p>

現 行	改 正
<p>を乗車する場合 (中略)</p> <p>(3) <u>十条</u>以遠 (<u>板橋</u>方面) の各駅と <u>東十条</u>以遠 (<u>王子</u>方面) の各駅 <u>又は尾久駅</u>との相互間を乗車する場合 (中略)</p> <p>(11) 神田以遠 (秋葉原方面) の各駅と新日本橋以遠 (馬喰町方面) の各駅との相互間を乗車する場合 (中略)</p> <p>(特別車両料金) 第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) (中略)</p> <p>(2) 特別車両料金(B) イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びり以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・</p>	<p>を乗車する場合 (中略)</p> <p>(3) <u>東十条</u>以遠 (<u>王子</u>方面) の各駅と <u>尾久</u>以遠 (<u>日暮里</u>方面) の各駅との相互間を乗車する場合 (中略)</p> <p>(11) 神田以遠 (秋葉原方面) の各駅と新日本橋以遠 (馬喰町方面) の各駅との相互間を乗車する場合 <u>(12) 有楽町以遠 (新橋方面) 又は神田以遠 (秋葉原方面) の各駅と神田以遠 (御茶ノ水方面) の各駅との相互間を乗車する場合</u> <u>(13) 神田以遠 (御茶ノ水方面) の各駅と新日本橋以遠 (馬喰町方面) の各駅との相互間を乗車する場合</u> <u>(14) 新大久保以遠 (高田馬場方面) の各駅と代々木以遠 (千駄ヶ谷方面) 又は大久保以遠 (東中野方面) の各駅との相互間を乗車する場合</u> <u>(15) 代々木以遠 (原宿方面) の各駅と代々木以遠 (千駄ヶ谷方面) 又は大久保以遠 (東中野方面) の各駅との相互間を乗車する場合</u> <u>(16) 日野以遠 (豊田方面) の各駅と西立川以遠 (東中神方面) の各駅との相互間を乗車する場合</u> (中略)</p> <p>(特別車両料金) 第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) (中略)</p> <p>(2) 特別車両料金(B) イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びり以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、<u>中央本線中東京・大月間、青梅線中立川・青梅間</u>、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、</p>

現 行

新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	151 キロ メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(中略)

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	151 キロ メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

改 正

常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	151 キロ メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(中略)

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	151 キロ メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

現 行					改 正				
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ	営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円	円	円	円	料金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990		780	1,000	1,700	1,990
(中略)					(中略)				
(大人座席指定料金)					(大人座席指定料金)				
第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。					第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。				
(1) 第 2 号から第 6 号以外の大人座席指定料金					(1) 第 2 号から第 6 号以外の大人座席指定料金				
(中略)					(中略)				
(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金					(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金				
イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金					イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金				
第 1 号に定める額とする。					第 1 号に定める額とする。 <u>ただし、マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金を除く。</u>				
(中略)					(中略)				
(途中下車)					(途中下車)				
第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。					第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。				
(1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。					(1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。				
(2) 次に掲げる区間(以下「大都市近郊区間」という。)内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅					(2) 次に掲げる区間(以下「大都市近郊区間」という。)内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅				
イ 東京付近にあつては、東海道本線中東京・熱海間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東海道本線(新幹線)東京・熱海間を除く。)及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、					イ 東京付近にあつては、東海道本線中東京・熱海間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東海道本線(新幹線)東京・熱海間を除く。)及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、				



現 行

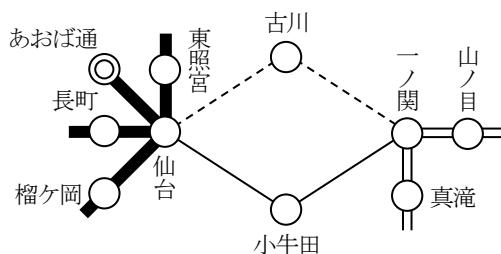
横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び  
 岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山  
 間、篠ノ井線中塩尻・**松本**間、東北本線中東京・黒磯間（第16条の2の規  
 定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・  
 尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・浪江間、川越  
 線、高崎線（第16条の2の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高  
 崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、  
 烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高  
 崎・横川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里  
 線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。）

(中略)

(選択乗車)

第157条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と  
 —線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券  
 （いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗  
 車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内  
 の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚  
 以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の  
 乗車中においては途中下車をすることができない。

(1) あおば通又は仙台以遠（東  
 照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の  
 各駅と一ノ関以遠（山ノ目又  
 は真滝方面）の各駅との相互  
 間（仙台・小牛田間、仙台・古  
 川間）（一ノ関・小牛田間、一  
 ノ関・古川間）



改 正

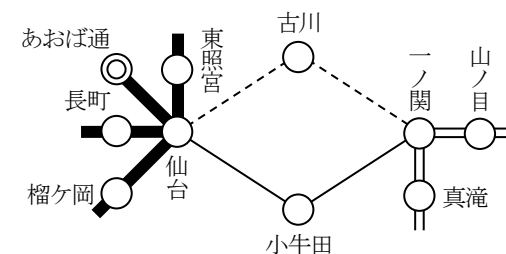
横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び  
 岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山  
 間、篠ノ井線中塩尻・**篠ノ井**間、**大糸線中松本・穂高**間、東北本線中東京・  
 黒磯間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須  
 塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐  
 線中日暮里・浪江間、川越線、高崎線（第16条の2の規定にかかわらず、  
 高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、  
 両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・  
 常陸太田間、信越本線中高崎・横川間**及び篠ノ井・長野**間、総武本線、京葉  
 線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの  
 区間を「東京近郊区間」という。）

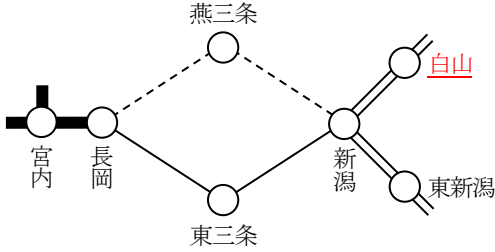
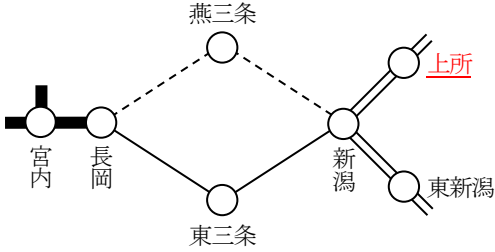
(中略)

(選択乗車)

第157条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と  
 —線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券  
 （いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗  
 車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内  
 の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚  
 以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の  
 乗車中においては途中下車をすることができない。

(1) あおば通又は仙台以遠（東  
 照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の  
 各駅と一ノ関以遠（山ノ目又  
 は真滝方面）の各駅との相互  
 間（仙台・小牛田間、仙台・古  
 川間）（一ノ関・小牛田間、一  
 ノ関・古川間）



現 行	改 正
<p>(12) 長岡以遠（宮内方面）の各駅と新潟以遠（<u>白山</u>又は東新潟方面）の各駅との相互間（長岡・燕三条間、長岡・東三条間）（新潟・燕三条間、新潟・東三条間）</p> <p>(中略)</p>  <p>(中略)</p> <p>3 前項の場合、普通乗車券を所持する旅客が、他の経路を乗車中に途中駅において下車したときは、区間変更として取り扱う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(12) 長岡以遠（宮内方面）の各駅と新潟以遠（<u>上所</u>又は東新潟方面）の各駅との相互間（長岡・燕三条間、長岡・東三条間）（新潟・燕三条間、新潟・東三条間）</p> <p>(中略)</p>  <p>(中略)</p> <p>3 前項の場合、普通乗車券を所持する旅客が、他の経路を乗車中に途中駅において下車したときは、区間変更として取り扱う。</p> <p><u>4 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して第 1 項第 23 号から第 28 号までの規定により乗車する旅客が、列車を乗り継ぐために下車を希望するときは、第 156 条ただし書第 1 号及び第 4 号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより下車することができる。ただし、2 枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合を除く。</u></p> <p><u>(1) 第 1 項第 23 号から第 25 号までの規定により乗車する旅客は、富士駅で下車して出場した後に新富士駅で列車に乗り継いで、又は新富士駅で下車して出場した後に富士駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、富士駅又は新富士駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。</u></p> <p><u>(2) 第 1 項第 26 号から第 28 号までの規定により乗車する旅客は、岐阜駅で下車して出場した後に岐阜羽島駅で列車に乗り継いで、又は岐阜羽島駅で下車して出場した後に岐阜駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、岐阜駅又は岐阜羽島駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。</u></p> <p>(以下略)</p>

この通達は、令和7年3月15日から施行する。ただし、第23条に係る改正は令和4年12月9日から適用し、第57条第2項、第58条第2項並びに第130条第1項第2号ト、チ及びリに係る改正は令和7年3月15日乗車となるものから施行する。